

さいたま市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年4月5日付けさいたま市監査委員告示第58号で公表した定期監査の結果に基づき、教育委員会教育長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和5年1月6日

| | |
|-----------|---------|
| さいたま市監査委員 | 大 内 美 幸 |
| 同 | 工 藤 道 弘 |
| 同 | 江 原 大 輔 |
| 同 | 渋谷 佳 孝 |

指摘事項等措置報告書

教育委員会事務局

| 指 摘 事 項 等 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>1 契約事務</p> <p>(1) 上大久保中学校階段昇降機専用ブレーカー修繕契約において、契約関係書類の日付に齟齬が生じていたので、適正な事務処理を行うべきである。 【上大久保中学校】</p> <p>(2) 備品購入契約（トレーニングタイマー等）において、決裁を経ずに業者選定等を行っていたので、適正な事務処理を行うべきである。 【片柳中学校】</p> <p>(3) 硝子修繕契約において、見積金額とは異なる額で契約を締結していたので、適正な事務処理を行うべきである。 【川通中学校】</p> <p>(4) 備品購入契約（テニスフェンス等）において、決裁を経ずに業者選定等を行っていたので、適正な事務処理を行うべきである。 【川通中学校】</p> | <p>1 契約事務</p> <p>(1) 今後は、確認作業を徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。 【上大久保中学校】</p> <p>(2) 今後は、契約事務の手引に則り、適正な事務処理を行ってまいります。 【片柳中学校】</p> <p>(3) 見積金額と契約金額の差額分については、契約金額を訂正し、過払額の返還を受けました。今後は、確認作業を徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。 【川通中学校】</p> <p>(4) 今後は、契約事務の手引に則り、適正な事務処理を行ってまいります。 【川通中学校】</p> |